

名古屋市告示第 341 号

富山県及び石川県の一部の地域における市税に関する申告期限等の指定

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）第9条第1項の規定に基づき、令和6年名古屋市告示第13号（富山県及び石川県における市税に関する申告期限等の延長）において別途市長が定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所地又は本店若しくは主たる事務所若しくは事業所の所在地を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から同年7月30日までの間に到来するものについて、同月31日とします。

令和6年6月26日

名古屋市長 河村 たかし

都道府県名	地域
富山県	富山県
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

名古屋市財政局税務部税制課